

新旧対照表

【税関官署の開庁時間について（平成 20 年 3 月 31 日財関第 348 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後							改正前							
大阪税関における税関官署の開庁時間について (省略)							大阪税関における税関官署の開庁時間について (同左)							
・法第 19 条の届出	官署	平日	土曜日	日曜日	休日	備考	・法第 19 条の届出	官署	平日	土曜日	日曜日	休日	備考	
	関西空港税関支署	(省略)						関西空港税関支署	(同左)					
・法第 23 条第 1 項 の承認 ・法第 63 条第 1 項 の承認（法第 21 条の届出に併せ て行う場合に限 る。） ・法第 66 条第 1 項 の承認	上記以外の官署	(省略)					・法第 23 条第 1 項 の承認 ・法第 63 条第 1 項 の承認（法第 21 条の届出に併せ て行う場合に限 る。） ・法第 66 条第 1 項 の承認	上記以外の官署	(同左)					上記以外の官署
	本関	(省略)						本関	(同左)					
	関西空港税関支署	(省略)						関西空港税関支署	(同左)					
・法第 43 条の 3 第 1 項（法第 61 条 の 4 において準 用する場合を含 む。）の承認 ・法第 62 条の 10 の 承認 ・法第 62 条の 3 第 1 項の承認 ・法第 63 条第 1 項 の承認 ・法第 67 条の許可 (法第 75 条にお いて準用する場 合を含む。以下同 じ。)(別送品及 びコンテナー條 約第 2 条の適用 を受けるコンテ ナーを除く。) ・法第 73 条第 1 項 の承認	上記以外の官署	(省略)					・法第 43 条の 3 第 1 項（法第 61 条 の 4 において準 用する場合を含 む。）の承認 ・法第 62 条の 10 の 承認 ・法第 62 条の 3 第 1 項の承認 ・法第 63 条第 1 項 の承認 ・法第 67 条の許可 (法第 75 条にお いて準用する場 合を含む。以下同 じ。)(別送品及 びコンテナー條 約第 2 条の適用 を受けるコンテ ナーを除く。) ・法第 73 条第 1 項 の承認	上記以外の官署	(同左)					上記以外の官署
	関西空港税関支署	(省略)						関西空港税関支署	(同左)					
	南港出張所	(省略)						南港出張所	(同左)					
・法第 62 条の 10 の 承認 ・法第 62 条の 3 第 1 項の承認 ・法第 63 条第 1 項 の承認 ・法第 67 条の許可 (法第 75 条にお いて準用する場 合を含む。以下同 じ。)(別送品及 びコンテナー條 約第 2 条の適用 を受けるコンテ ナーを除く。) ・法第 73 条第 1 項 の承認	本関	(省略)					・法第 62 条の 10 の 承認 ・法第 62 条の 3 第 1 項の承認 ・法第 63 条第 1 項 の承認 ・法第 67 条の許可 (法第 75 条にお いて準用する場 合を含む。以下同 じ。)(別送品及 びコンテナー條 約第 2 条の適用 を受けるコンテ ナーを除く。) ・法第 73 条第 1 項 の承認	本関	(同左)					本関
	大手前出張所	(省略)						大手前出張所	(同左)					
・法第 62 条の 10 の 承認 ・法第 62 条の 3 第 1 項の承認 ・法第 63 条第 1 項 の承認 ・法第 67 条の許可 (法第 75 条にお いて準用する場 合を含む。以下同 じ。)(別送品及 びコンテナー條 約第 2 条の適用 を受けるコンテ ナーを除く。) ・法第 73 条第 1 項 の承認	桜島出張所	(省略)						桜島出張所	(同左)					
	上記以外の官署	(省略)						富島出張所	(同左)					
・法第 62 条の 10 の 承認 ・法第 62 条の 3 第 1 項の承認 ・法第 63 条第 1 項 の承認 ・法第 67 条の許可 (法第 75 条にお いて準用する場 合を含む。以下同 じ。)(別送品及 びコンテナー條 約第 2 条の適用 を受けるコンテ ナーを除く。) ・法第 73 条第 1 項 の承認	上記以外の官署	(省略)						安治川出張所	(同左)					
	上記以外の官署	(省略)						上記以外の官署	(同左)					

## 新旧対照表

【税関官署の開庁時間について（平成 20 年 3 月 31 日財関第 348 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
・法第 61 条第 1 項 (法第 62 条の 15 において準用す る場合を含む。) の許可	本関 南港出張所 大手前出張所 桜島出張所	(省略)	・法第 61 条第 1 項 (法第 62 条の 15 において準用す る場合を含む。) の許可	本関 南港出張所 大手前出張所 桜島出張所 <u>富島出張所</u> <u>安治川出張所</u>	(同左)
・法第 62 条の 5 (法 第 62 条の 15 に おいて準用す る場合を含む。) の 許可	上記以外の官署	(省略)	・法第 62 条の 5 (法 第 62 条の 15 に おいて準用す る場合を含む。) の 許可	上記以外の官署	(同左)
・法第 102 条第 1 項 の交付	本関 関西空港税関支署	(省略)	・法第 102 条第 1 項 の交付	本関 関西空港税関支署	(同左)
・法第 67 条の許可 (別送品に限る。)	南港出張所	(省略)	・法第 67 条の許可 (別送品に限る。)	南港出張所	(同左)
	上記以外の官署	(省略)		上記以外の官署	(同左)
・法第 67 条の許可 (コンテナー条 約第 2 条の適用 を受けるコンテ ナーに限る。)	南港出張所	(省略)	・法第 67 条の許可 (コンテナー条 約第 2 条の適用 を受けるコンテ ナーに限る。)	南港出張所	(同左)
	本関 大手前出張所 桜島出張所	(省略)		本関 大手前出張所 桜島出張所 <u>富島出張所</u> <u>安治川出張所</u>	(同左)
	上記以外の官署	(省略)		上記以外の官署	(同左)